

令和 6 年

第 1 0 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）

伊勢原市農業委員会

第 10 回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 6 年 12 月 25 日（水）午前 10 時 40 分から 11 時 30 分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2C 会議室
- 3 委員在任定数 10 名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 5 田中 光男
 - 6 田中 真紀子
 - 7 麻生 伸一
 - 8 越水 一雄
 - 9 大木 克美
 - 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 10 名（その他、農地利用最適化推進委員 11 名出席）
- 5 欠席委員数 0 名
- 6 署名委員 越水 一雄
大木 克美
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者 田中 則行
服部 孝喜
片山 淳二
岡部 拓弥
岸 好夫
- 9 説明職員出席者（市農業振興課）
神戸 泰明
萩野 雄貴
青木 省吾
- 10 傍聴者 なし
- 11 審議内容（開会 午前 10 時 40 分）
[事務局] 在任定数 10 名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。
[議長] 只今より第 10 回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告 3 件、議案 4 件となっております。
[議長] 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
[事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。

議案書の報告第 1 号のとおり、比々多地区で 1 件、成瀬地区で 1 件、大田地区で 1 件の届出を受理しています。

なお、第三者への斡旋についての希望はありませんでした。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。

議案書の報告第 2 号のとおり、大山高部屋地区で 1 件、比々多地区で 1 件、成瀬地区で 2 件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第 2 号の 1 については産業用地、第 2 号の 2 については事務所、第 2 号の 3 と 4 については一般個人住宅として転用を行うものです。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の 3 年ごとの証明です。比々多地区で 1 件、成瀬地区で 3 件、大田地区で 2 件の証明願いがありました。

報告第 3 号の 1 について、対象農地は白根に 8 筆、合計 8 筆、面積は 7, 215 平方メートルです。

11 月 22 日に事務局で現地調査を行い、果樹栽培等がなされている事を確認しています。

11 月 26 日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第 3 号の 2 について、対象農地は下糟屋に 6 筆、合計 6 筆、面積は 1, 861 平方メートルです。

11 月 28 日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作がなされている事を確認しています。

12 月 3 日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第 3 号の 3 について、対象農地は東富岡に 27 筆、合計 27 筆、面積は 13, 561.28 平方メートルです。

12 月 4 日に事務局で現地調査を行い、飼料用作物等の栽培がなされている事を確認しています。

12 月 5 日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第3号の4について、対象農地は下谷に1筆、上平間に19筆、下平間に1筆、沼目に1筆、合計22筆、面積は9,738平方メートルです。

11月28日に事務局で現地調査を行い、露地野菜等の栽培がなされている事を確認しています。

12月3日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第3号の5について、対象農地は高森に2筆、下谷に1筆、沼目に1筆、合計4筆、面積は6,519.59平方メートルです。

11月28日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作等がなされている事を確認しています。

12月5日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第3号の6について、対象農地は沼目三丁目に2筆、合計2筆、面積は1,182平方メートルで、生産緑地指定を受けています。

11月28日に事務局で現地調査を行い、露地野菜等の栽培がなされている事を確認しています。

12月3日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に議案に移ります。

[議長] 議案第1号、農業振興整備計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業振興地域の整備に関する法律に基づく「伊勢原農業振興地域整備計画」の変更について、12月12日付けで伊勢原市より農業委員会に意見が求められています。

計画見直しの概要等につきましては、議案第1号のとおりです。

[議長] 農業委員会に対し意見を求められております。事前に各委員より頂いております意見をもとに、本日の総会にて協議をし、まとめたものを回答したいと思います。

事前に頂いた意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 4名の委員より5つの意見を頂いております。

- ・ 優良な農地を確保・保全するための農業振興地域整備計画でありながら、新東名高速道路の開通や厚木秦野道路の整備等、市の情勢の変化により農業振興地域面積は、減少傾向にある。

将来的に農用地をどこに確保し、どれだけ活用していくのかについて、今の農業経営や農用地の状況を行政が的確に捉えた上で具体的な施策に繋がるよう、整備計画に反映されたい。

- ・ 農地の有効利用及び経営規模拡大のために 農地の集積・集約化が必要なことは理解するが、一方、兼業農家や小規模な農業者や農地の維持・保全に対する取り組みや配慮もお願いしたい。
- ・ 「優良農地の積極的な保全と担い手の育成・確保と更なる農地の集積・集約化な施策について、総合的に推進する」とあるが、具現化できる施策の立案・実施をお願いしたい。
- ・ 個々の農業者の意見についても、聞くだけでなく取組として反映いただきたい。
- ・ 小規模な農業者に対しても農業振興に対する考えや将来的なビジョン、方策について市の考えを聞くことが出来る場を設けて頂きたい。

[議 長] 事務局から説明のありました意見に、次の内容を私の意見とします。

- ・ 計画に付帯する意見として、優良農地を確保・保全するための整備計画ですので、 農業振興地域を確保するための基盤整備（農道、水路及び暗渠等）についても併せて推進されたい。
- ・ 計画上、森林、原野等については、農用地区域に設定しない方針とされ、「森林の整備その他林業の振興との関連」については、「特になし」とされているが、本市の資源である農地や森林の相互間による持続的な利用に向けた取り組みについても併せて推進されたい。

[議 長] 議案第 1 号について、何か質問、意見がございましたら、お願いします。

[委 員] 農業振興地域の周辺に幹線道路等を整備するにあたり、事前に図面で説明があった上で、農道の付け替えされているが、利便性が悪くなることもある。地元の農業者もよく理解しないまま、工事が進んでしまう。そういう経過や支障が生じないように農業委員会としても見守る必要があると思う。

[議 長] 只今の意見に対し、何か説明はありますか。

[農業振興課] 具体的には、新東名高速道路の関係で、付け替え道路の話かと思います。委員がおっしゃったとおり、図面だけでは事前にイメージ出来にくいところもあろうかと思います。御意見は、所管部署に伝えたいと思います。

[議 長] 他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

[議 長] 議案第 1 号について、事務局より説明のあった内容にて「意見とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員 よって、議案第 1 号については、先ほどの内容を「意見とする」こととします。

[議 長] ここで、農業振興課 職員については退席します。

【 市農業振興課 退席 】

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。議案書の議案第2号のとおり、今回、大田地区で5件の申請がありました。

議案第2号の1について、申請地は上谷の4筆、面積は1,942平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

12月17日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯により畑、約80アールで露地野菜、田、約200アールで水稻を栽培し経営しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、田植機、コンバインなど栽培に必要と思われる機械があることを確認しており、申請地は譲受人の経営する農地に隣接しており、自宅から車で10分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、経営農地については、水稻の刈り込み跡、露地野菜の作付け、耕運管理を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人、父及び兄が農作業に常時従事しており、農業経験も20年ほどあります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第2号の2について、申請地は下谷の3筆、面積は775平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

12月20日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人により畑で約18アール、田で約9アールの農地を経営しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、刈払などの機械があることを確認しており、申請地は譲受人の経営する農地に隣接しており、自宅から車で5分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、経営農地については、耕運管理を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件２「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人は会社員ですが、業務に必要な時間以外は農作業に常時従事しており、農業経験も３０年ほどあります。

最後に、要件３「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第２号の３について、申請地は下谷の１筆、面積は９９１平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

１２月２０日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人の父により畑、約７０アールで露地野菜、飼料用作物、田、約３５アールで水稻を栽培し、経営しています。

農地法第３条の３要件については、要件１「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなどの機械があることを確認しており、申請地は譲受人の経営する農地に隣接しており、自宅から車で５分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、経営農地については、耕運管理や飼料用作物の収穫跡を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件２「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその父が常時従事しており、農業経験も２０年ほどあります。

最後に、要件３「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第２号の４について、申請地は下谷の１筆、面積は２，７９３平方メートルです。

譲受人は、市内に拠点を構える農地所有適格法人です。農地所有適格法人とは、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たす法人であり、申請書類やヒアリングなどで要件を満たす旨、確認しております。

経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

１２月２０日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人により田、約95アールで水稻を栽培し、経営しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなどの機械があることを確認しており、

申請地は譲受人の経営農地に近接しており、車で5分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、経営農地については、水稻の刈り込み跡を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその使用人が常時従事しており、農業経験も15年ほどあります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

なお、農地所有適格法人が権利を取得する旨の許可を得るときは、「その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す」旨の条件を付すものとされております。そのため、許可をする場合はその条件を付します。

議案第2号の5について、申請地は下谷の2筆、面積は1,934平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

12月20日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯により畑、約100アールで露地野菜、果樹、田、約40アールで水稻を栽培し経営しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、田植機、コンバインなど機械があることを確認しており、申請地は譲受人の経営する農地に隣接しており、自宅から車で15分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、経営農地については、水稻の刈り込み跡、露地野菜の作付けを確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその妻が農作業に常時従事しており、農業経験も60年ほどあります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作する

ため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 事務局の説明とおり、家族にて大規模に農業をやっているもので、問題ないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」とします。

[議長] 議案第2号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]

(大田地区) 現地確認により耕耘された農地であることを確認しました。
また、譲受人は、今後、農業従事に取り組める状況にあることを確認しており、問題ないと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可する」とします。

[議長] 議案第2号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]

(大田地区) 家族にて大規模に農業経営をされていることを確認しました。

問題ないと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の3について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第2号の4について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(大田地区) 譲受人は、地域でも中心となって農業に取り組んでおられますので、問題ないと思います。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第2号の4について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の3について、説明がありましたとおり、許可条件「その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す」を付した上で、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の4については、「その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す」旨の条件を付した上で、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第2号の5について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(大田地区) 譲受人は、非常に熱心に農業をやられている方で、他の畑地を見ても非常にきれいに作付けしておりました。農業経営も良好と思われます。問題ないと思います。
- [議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の5について、何か質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の5について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の5については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案書の議案第3号のとおり、1件の証明願がありました。

申請地は子易の1筆、面積は2,710平方メートルです。

経過につきましては、1963年頃には最初の植林がされていると言われています。隣接する土地も含めて申請者が所有しており、毎年1回程度の山林整備を行っていた土地です。

経過を証明する資料としては、平成11年の航空写真、平成9年度の名寄帳が提出されています。

申請地の周囲は山林に囲まれ地形で、林業育成のため植林が行われて現在の状況となっています。周辺に農地は無く、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素ありません。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(高部屋地区) 周辺は、観光名所でもある大山桜があり、またハイキングコースとなっている。高低差約100メートル近い急傾斜になっています。すでに山林化しており、農地への再生も困難な状況と判断できると思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり承認する」こととします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、関係する委員は退席をしてください。

【 関係委員退席 】

事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要となります。

議案書の議案第4号のとおり、4件の新規設定の申出がありました。

なお、これらについて決定された場合は、利用権始期が令和7年1月1日となります。

議案第4号の1について、池端の2筆、沼目1丁目の2筆、面積は合計1,700平方メートルで、賃貸借の受け手となる者は、約202アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第4号の2について、西富岡の1筆、面積は2,391平方メートルのうち400平方メートルで、賃貸借の受け手となる者は、農用地利用集積等促進計画に基づく貸借により約34アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第4号の3について、串橋の2筆、面積は合計1,876平方メートルで、使用貸借の受け手となる者は、約851アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第4号の4について、三ノ宮の1筆、面積は1,335平方メートルのうち500平方メートルで、使用貸借の受け手となる者は、約86アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号について、何か質問、意見がございましたらお願いいたします。

[委員] 議案第4号の2の受け手である認定新規就農者は、市外に在住でとのことですが、何故に伊勢原の農地を選んだのか。

また、既に34アールを耕作しているとのことでしたが、どこの農地ですか。

[事務局] 交通の便的からも伊勢原市であれば、比較的不便ではないというところから、選んだと聞いております。また、既に耕作している農地は、市内の西富岡、串橋、日向で34アールです。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第４号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第４号については、「原案のとおり認める」といいたします。

事務局は、退席した関係委員を入室させてください。

（関係委員入室）

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第１０回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【１１時３０分 終了】